

静岡県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成30年11月2日

静岡県監査委員 青木 清 高
静岡県監査委員 城 塚 浩
静岡県監査委員 鈴木 洋 佑
静岡県監査委員 池 谷 晴 一

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
農林技術研究所 〔病虫害防除所〕	平成 30 年 6 月 28 日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	注意
2 件 名	交通加害事故の発生
3 内 容	平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。
【措置の内容】	
<p>今回の事故については、該当の研究センター長（当研究所の構成機関）から、交通事故を起こした職員に対し厳重に注意するとともに、全職員に詳細を説明し、再発防止への注意喚起を行いました。</p> <p>なお、交通事故を防止するために、これまでも、交通安全マニュアルやアルコール検知器配備等の体制整備、安全標語の掲示やのぼり旗の視覚的な注意喚起、メールや庁内放送による交通安全の呼び掛けや運転前の声掛け等の意識啓発、職員参加型交通安全講習会や「コンプライアンス通信」等による安全運転技術の向上等に取り組んでまいりました。</p> <p>しかし、職員の交通安全意識の向上がさらに必要であることから、平成 30 年度においては、毎月の定例会議で必ず交通事故防止対策を議題に取り上げることとし、報告が必要な事故・違反の内容、交通事故関係の懲戒処分の基準（標準例）、交通事故対応マニュアルの再配布等、事故を起こしてしまった場合の対応や影響に着目した啓発に取り組んでいます。</p> <p>今後も、交通事故撲滅に向けて、職員全員による交通安全対策の徹底に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津土木事務所 (随時監査)	平成 30 年 6 月 28 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事等事故多発に対する不十分な事故防止措置</p> <p>3 内 容 平成 29 年度及び 30 年度に実施した建設工事及び業務委託において、事故防止措置が不十分であったことから第三者事故等が発生した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>これまで事故防止対策として、主に安全パトロール、安全講習会により受注者に対する指導を行ってききましたが、建設工事等事故の多発を防止することができませんでした。</p> <p>このようなことから、建設工事等事故の発生を抑制させるための事務所独自の新たな取組について、平成 30 年 5 月 22 日に沼津土木事務所建設工事等安全管理推進委員による検討会を開催し、次の 3 項目を決定し、実施しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発生した事故と同種業務を請け負っている業者へ事故情報資料（事故概要、問題点、再発防止策）を提供します。 ・ 職員と請負業者との現場勉強会を課毎に実施します。 ・ 工事の着手及び中間時に監督員が安全パトロールを実施します。 <p>今後は、上記の新たな取組を徹底し、継続的に業者に対し安全意識の啓発を図り、建設工事及び業務委託における第三者事故等の発生防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
吉原高等学校	平成 30 年 6 月 28 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 改善措置</p> <p>校長から、当該職員に対して、事故の状況、原因及び再発防止策の確認を行うとともに、交通安全に対する意識の徹底を図りました。</p> <p>また、全職員に交通安全に対する注意喚起を行うため、職員会議の時間を利用して、職員が交通安全に関するスピーチを行い、交通安全意識の向上に努めました。</p> <p>さらに、損害保険会社から講師を招いて「自動車事故削減研修」を実施し、ドライブレコーダーの映像によるリアルな事故状況を確認するなど、交通安全に対する意識付けを深めました。</p> <p>2 今後の防止策</p> <p>「コンプライアンス通信」や「信頼にこたえる（研修用資料）」等の資料を活用し、全職員に交通事故に対する注意喚起を随時行うとともに、全国交通安全運動期間及び長期休業に入る前に交通事故防止の呼びかけを行うなど、交通安全意識の向上に努めます。</p> <p>また、平成29年度から事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講を促し、各職員の交通安全に対する意識付けの機会として積極的に活用します。</p> <p>今後も交通安全や交通事故に関する情報提供、注意喚起及び研修等を実施し、交通安全意識の徹底を図り、交通加害事故防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
掛川東高等学校	平成 30 年 6 月 28 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成 29 年度に、通勤途上における交通加害事故が 2 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>1 改善措置状況</p> <p>平成 29 年 10 月、平成 30 年 2 月に発生した事故は、いずれも本人の安全確認が不十分であったことが原因です。当該職員には、事故直後に校長が嚴重注意をし、事故防止について指導しました。また、朝の打合せにて職員全体に注意喚起し、余裕を持った通勤や健康管理を呼び掛けました。</p> <p>なお、平成 30 年 4 月から全職員を対象に以下の対策を講じています。</p> <p>(ア) 毎月の、職員会議等における管理職による交通事故に関する指導、研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4 月 27 日「職員の交通事故・交通事犯の報告義務の規定」「懲戒処分状況」 ・ 5 月 25 日「交通事故危険箇所」 ・ 6 月 26 日「事例 交通事犯・酒気帯び運転」 ・ 7 月 6 日、13 日、19 日「交通事故防止」 <p>(イ) 事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の全員実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職が全体への呼び掛け及び個々の声掛けをし、毎月確実に実施しています。（4～9月の実施率は 100%） <p>(ウ) 無事故日数のカウントを職員室に掲示</p> <p>無事故日数のカウントを掲示することにより、全職員が共通の目標を持ち、日々の交通安全に対する意識の向上及び継続化を図っています。</p> <p>2 今後の防止策</p> <p>上記 1 の内容を継続、徹底し、交通安全意識を高めるとともに、日々の声掛けや、業務の効率化等、職員がゆとりを持って職務に当たるための環境づくりを行います。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
掛川西高等学校	平成 30 年 6 月 28 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成 29 年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が 4 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>校長から、当該職員への厳重注意と指導を行いました。</p> <p>また、平成 30 年度は、安全運転に対する職員一人ひとりの意識改革を図るため、以下のような取組を実施し、交通事故の未然防止に努めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成30年 4 月の職員会議において、交通事故ゼロに向けて学校全体で取り組むよう、改めて意識の徹底を図りました。 平成30年 5 月に保険会社による自動車事故削減講習会を職員研修として実施しました。 県教委の事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）について、毎月の配信があった都度、朝の打合せにて受講を指導しました。 平成30年 7 月の職員会議で、教育委員会から発出された「綱紀の厳正保持及び交通安全意識の徹底について(通知)」に基づき、副校長から交通ルールの遵守と事故の未然防止の重要性を周知・徹底しました。 平成30年 7 月、職員室内に、校内で交通加害事故が何日起きていないかを表す「無事故メーター」を設置し、無事故目標達成の見える化を図りました。 平成30年 7 月、職員室内に、学校周辺の自動車事故発生箇所を示した交通事故発生状況マップ（県警HPより作成）を掲示し、事故多発地点では自動車の運転に特に注意するよう呼びかけました。 静岡県くらし交通安全課が実施している「交通安全わんクラブ」への登録を職員に呼びかけ、送付されるメールマガジンにより、交通安全に関するタイムリーな情報入手を図りました。 飲酒運転防止のため、教育委員会から配布された「アルコール検知器」を職員室に配置し、飲酒を予定している職員に貸し出しました。 平成30年 7 月の「夏の交通安全県民運動」の実施に合わせて、静岡県交通安全対策協議会が発行する「交通安全だより」を学校掲示板にアップし、交通安全運動への協力を促しました。 下校(終業)時に、当日の戸締り当番が「お帰りの際は、交通ルールを守り事故を起こさないように注意して帰宅してください」と校内放送を行い、帰宅時の注意喚起を行いました。 	

11 職員の靴箱に「交通事故に気をつけ安全運転で通勤しましょう！」のラベルを貼り、通勤時の安全運転を呼びかけました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井商業高等学校	平成 30 年 6 月 28 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成 27 年度から 29 年度にかけて、3 年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故を起こした職員に対しては、校長から厳重に注意、指導しました。加害事故に限らず職員が交通事故に関係した場合には、その都度全職員に対し交通事故防止への注意喚起を行いました。また、安全運転に対する職員の意識を改革し、組織全体で事故防止に取り組むため次の取組を行いました。</p> <p>1 外部講師による交通講話の実施</p> <p>平成28年12月21日（水）「交通安全教室」 講師 袋井警察署 交通課長</p> <p>平成29年11月28日（火）「教職員の自動車事故削減研修」 講師 東京海上日動火災保険㈱</p> <p>平成30年 8 月31日（火）「交通安全研修会」講師 袋井警察署 交通課長</p> <p>2 事故削減プログラム「eーラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の受講徹底</p> <p>全職員が毎月確実に受講し、安全運転への意識を持続、向上できるよう取り組んでいます。特に平成30年度は4月から6月の校内受講率は100%となりました。</p> <p>3 職員会議・朝の打合せ等での継続的注意喚起</p> <p>特に事故が多くなる年度末、年度初め、年末等の時期を捉え、管理職による継続的な注意喚起を行いました。</p> <p>今後も全職員が高い交通安全意識を持続し、事故防止につなげるよう努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
<p style="text-align: center;">警務部監察課 (随時監査)</p>	<p style="text-align: center;">平成 30 年 6 月 28 日</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指 摘</p> <p>2 件 名 窃盗事案等の発生</p> <p>3 内 容 警察本部警備部警備課に勤務する警察官は、平成 28 年 7 月、浜松市内の民家において女兒の水着 1 着ほか 5 点を、平成 29 年 7 月、静岡市内の中学校において、生徒所有の水着等 6 点在中のバッグ 1 個を窃取した。また、平成 29 年 11 月、静岡市内の自宅において児童ポルノ DVD を所持していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(発生所属における措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課員の逮捕事案発生を受け、直ちに補佐以上会議を開催し、課長から補佐以上に対し、非違事案の再発防止、県民の信頼回復に向け着実かつ基本に徹した職務執行及び多角的な身上把握の徹底について指示しました。 ・ 課長等から課員に対し、適正な職務執行及び警察職員としての倫理観の保持などについて職務倫理教養を実施しました。 ・ 係別の検討会を実施し、当該非違事案に係る原因や反省点、更には再発防止策について検討を行いました。 ・ 課長等による個人面接を実施し、課員の身上把握・指導に努めました。 <p>(警察本部における措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若手警察職員への身上把握・指導の徹底に関する警察本部長通達を発出し、所属単位で 30 歳未満の警察職員約 1,400 人に対する個人面接及び集団討議形式の教養等を実施しました。 	